

法務局使用欄

商号登記申請書

1. 商号 法務
1. 営業所 千葉市中央区中央港一丁目11番3号
1. 登記の事由 商号新設
1. 登記すべき事項 別紙のとおり
1. 登録免許税 金30,000円

上記のとおり、登記を申請する。

令和 5年10月10日

住所 千葉市中央区中央港一丁目11番3号
申請人 氏名 法務太郎

連絡先の電話番号 043-000-0000

千葉地方法務局 御中

登記すべき事項

別紙

「商号」 法務

「営業所」 千葉市中央区中央港一丁目 1 1 番 3 号

「商号使用者の氏名及び住所」

「住所」 千葉市中央区中央港一丁目 1 1 番 3 号

「氏名」 法務太郎

「営業の種類」

1. 店舗での物品販売業
2. 店舗での写真撮影
3. 住宅建設の請負

「登記記録に関する事項」 新設

※商号登記の営業の種類は、商法上の商行為でなければならないので、下記に該当する営業の種類を記載してください。

(絶対的商行為)

第五百一条 次に掲げる行為は、商行為とする。

- 一 利益を得て譲渡する意思をもってする動産、不動産若しくは有価証券の有償取得又はその取得したものの譲渡を目的とする行為
- 二 他人から取得する動産又は有価証券の供給契約及びその履行のためにする有償取得を目的とする行為
- 三 取引所においてする取引
- 四 手形その他の商業証券に関する行為

(営業的商行為)

第五百二条 次に掲げる行為は、営業としてするときには、商行為とする。ただし、専ら賃金を得る目的で物を製造し、又は労務に従事する者の行為は、この限りでない。

- 一 賃貸する意思をもってする動産若しくは不動産の有償取得若しくは賃借又はその取得し若しくは賃借したものの賃貸を目的とする行為
- 二 他人のためにする製造又は加工に関する行為
- 三 電気又はガスの供給に関する行為
- 四 運送に関する行為
- 五 作業又は労務の請負
- 六 出版、印刷又は撮影に関する行為
- 七 客の来集を目的とする場屋における取引
- 八 両替その他の銀行取引
- 九 保険
- 十 寄託の引受け
- 十一 仲立ち又は取次ぎに関する行為
- 十二 商行為の代理の引受け
- 十三 信託の引受け